

生活扶助基準の展開方法について

生活扶助基準の展開方法について

- 生活扶助基準の検証については、夫婦子1人世帯と高齢単身世帯(又は高齢夫婦世帯)の2つのモデル世帯を設定し、生活扶助基準と比較対象として妥当な所得分位の検討を行っているところであるが、この2つのモデル世帯の消費水準からどのようにして「第1類費(個人別経費)」と「第2類費(世帯共通的経費)」に展開を行うか、検討が必要である。

平成24年検証における生活扶助基準の展開方法

第1類費(個人別経費)
— 年齢別基準 —

第2類費(世帯共通的経費)
— 世帯人員別基準 —

年齢
体系

- 第1・十分位に属する全世帯データの年齢別の第1類費相当消費支出を回帰分析を用いて算出し、第1類費の年齢区分に応じて指数化

	0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳以上
第1類費相当消費支出	0.78	0.81	0.82	0.86	0.87	0.96	1.00	0.84

※年齢による違いは検証せず。

世帯
人員
体系

- 第1・十分位に属する全世帯データの世帯人員別第1類費相当消費支出を算出し、世帯人数別に指数化

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費相当消費支出	1.00	1.54	2.01	2.34	2.64

- 第1・十分位に属する全世帯データの世帯人員別第2類費相当消費支出を算出し、世帯人数別に指数化

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第2類費相当消費支出	1.00	1.34	1.67	1.75	1.93

級地別

- 第1・十分位に属する全世帯データの級地別第1類費相当消費支出及び第2類費相当消費支出額の合計を算出し、級地別に指数化

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
第1類費相当消費支出						
第2類費相当消費支出	1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84

2つのモデル世帯を基軸とした場合の基準展開の論点

- 現行の生活扶助基準額は、個人別経費である第1類費と世帯共通的経費である第2類費に区分して設定しており、従来、第1類費の基準額設定に当たっては、個人の年齢による消費の差に着目して年齢別に基準額を設定し、第2類費の基準額設定に当たっては、世帯人員数によるスケールメリットを考慮して世帯人員別に基準額を設定していた。
- このうち、第1類費については、平成19年検証の報告書において、第1類費相当の支出額にも世帯人員によるスケールメリットが見られるとの指摘があったことから、平成24年検証において、第1類費相当消費支出の世帯人員別のスケールメリットについて検証し、その結果を踏まえて第1類費のスケールメリットを基準額に適切に反映するため逡減率を導入した。
- 一方、第2類費についても、平成19年検証の報告書において、年齢による支出額の差がみられると指摘がされていたが、平成24年検証では、第2類費の年齢別消費支出の差の検証は行わなかった。
- 今回の平成29年検証においては、消費動向や就労状況等の生活状況が若年者と高齢者では異なる点に着目し、夫婦子1人世帯と高齢単身世帯(又は高齢夫婦世帯)の2つのモデル世帯を設定することにより、年齢による差の違いを踏まえた検証を行うこととしている。
- 仮に、2つのモデル世帯を基軸に基準額表を作成した場合、第2類費基準額にも年齢による違いが見られることが考えられ、その場合、第2類費のあり方について検討する必要はないか。

(参考)生活扶助基準に関する検討会 報告書(平成19年11月30日) 一抜粋一

2. (3)②(ウ)第1類費と第2類費の区分

- 現在の生活扶助基準は、年齢階級別に設定された個人的経費の第1類費と、世帯人員別に設定された世帯共通経費の第2類費に分けられているが、実際の消費実態がこうした考え方に当てはまるか評価・検証を行った。
- その結果、個人的経費である第1類費相当の支出額についても世帯人員によるスケールメリットがみられ、また、世帯共通経費である第2類費相当の支出額についてもその世帯員の年齢階級別で差がみられた。したがって、第1類費と第2類費に区分された基準額が実際の消費実態を反映しているとはいえない状況となっているといえる。
- このため、世帯人員別のスケールメリットを消費実態に合わせて反映させるためには、必ずしも第1類費、第2類費に区分する必要性はないと考えられる。また、仮に第1類費と第2類費の区分を廃止した場合には、単身世帯を基礎において世帯人数に応じて増加額が逡減する体系とすることにより、世帯の消費実態を生活扶助基準に反映させることが可能である。

(1) 第1類費の年齢別基準の展開方法について

(年齢別の第1類費相当消費支出の算出方法)

- ・ 夫婦子1人世帯と高齢単身世帯(又は高齢夫婦世帯)の2つのモデル世帯を設定して水準の検証を行うこととしていることから、夫婦子1人世帯と高齢単身世帯(又は高齢夫婦世帯)それぞれを基軸として基準を展開することが考えられる。
- ・ その場合、2つのモデル世帯は65歳を区切りとして設定していることを踏まえ、65歳未満の第1類費相当消費支出は夫婦子1人世帯を基軸として算出し、65歳以上の第1類費相当消費支出は高齢単身世帯(又は高齢夫婦世帯)を基軸として算出してよいか。

(第1類費の世帯人数に応じた逡減率(スケールメリット)の算出方法)

- ・ 第1類費の世帯人数に応じた逡減率の算出方法についても、年齢別の第1類費相当消費支出の算出方法と同様に、65歳を区切りとして世帯人員別の第1類費消費支出を算出して、65歳未満のみの世帯の逡減率、65歳以上のみの世帯の逡減率を算出することも考えられる。
- ・ しかしながら、実際の生活保護受給世帯には、様々な年齢が組み合わさった世帯が存在することを踏まえると、多様な組み合わせに対応できる年齢別のスケールメリットを設定することは実務上煩雑を極めることから、スケールメリットについては、従来通り年齢による差を設けることなく設定してよいか。

(年齢区分の設定)

- ・ 65歳を区切りに2つのモデル世帯を設定したことを踏まえ、現行の年齢区分をどう考えるか。

※現行の年齢区分

「0～2歳」、「3～5歳」、「6～11歳」、「12～19歳」、「20～40歳」、「41～59歳」、「60～69歳」、
「70歳以上」

(2) 第2類費の世帯人員別基準の展開方法について

(世帯人員別の第2類費相当消費支出の算出方法)

- ・ 現行、第2類費については年齢による基準額の差を設けていないが、第1類費と同様、第2類費についても、夫婦子1人世帯と高齢単身世帯(又は高齢夫婦世帯)それぞれを基軸として基準を展開した場合、それぞれのモデル世帯から算出される水準に差が生じ、その結果、年齢による基準額の差を設ける必要が生じる可能性がある。
- ・ その場合、以下の算出方法が考えられる。
 - ① 年齢別の第1類費相当消費支出の算出方法と同様、65歳を区切りとして世帯人員別の第2類費消費支出を算出し、第2類費についても年齢別の基準額を設定した上でスケールメリットに応じた逓減率を設定する。
 - ② 第2類費の品目について年齢による差がみられない消費支出費目に限定した上で、従来どおり年齢による差を設けることなく設定する。
- ・ なお、上記の方法には以下の課題がある。
 - ① とする場合、第2類費の基準額表も第1類費の基準額表と同じく、年齢による基準額の差及び世帯人員に応じた逓減率を設ける構成となるため、第1類費と第2類費を区分することについてどのように考えるか。
 - ② とする場合、年齢による差がみられない消費支出費目を選定する方法について、全国消費実態調査に約300項目ある小分類費目をどのような方法で分類するのか。

(3) 指数展開時の回帰分析の説明変数

- ・ 平成24年検証に用いた回帰分析では、ネット資産(貯蓄-借入金)、家賃・地代支出を説明変数に入れているが、他の支出費目を圧迫していると思われる要因を補正する観点から、新たに説明変数を加える必要はないか。

※新たに説明変数に加える候補:住宅ローンや教育費など

平成24年検証における生活扶助基準の指数展開について

平成24年検証における生活扶助基準の指数展開を再現すると、以下のとおりとなる。

1. 年齢体系(第1類費)

第1・十分位に属する世帯のデータを用いて回帰分析を行うことにより、各年齢区分の第1類費相当の消費支出の理論値を算出し、指数化。

○ 年齢区分別消費支出(第1類費)(60～69歳を1とした指数)

0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～19歳	20～40歳	41～59歳	60～69歳	70歳以上
0.78	0.81	0.82	0.86	0.87	0.96	1.00	0.84

2. 世帯人員体系

世帯人員別に第1・十分位における平均消費支出額を求めて指数化。なお、第1類費相当の消費支出については、年齢体系で求めた指数を用いて年齢構成が異なることによる消費への影響を除去している。

○ 世帯人員別消費支出(単身世帯を1とした指数)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費	1.00	1.54	2.01	2.34	2.64
第2類費	1.00	1.34	1.67	1.75	1.93

3. 地域(級地)差

級地毎に第1・十分位に属する世帯の平均消費支出額を求めて指数化。なお、第1類費相当の消費支出については、世帯人員体系と同様に、年齢構成の差による消費への影響を除去。さらに、第1類費・第2類費相当合計の消費支出については、世帯人員体系で求めた指数を用いて世帯人員数による消費への影響を除去している。

○ 級地別消費支出(1級地-1を1とした指数)

1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84

平成24年検証における生活扶助基準の指数展開について(続)

4. 第1類費の基準額表(指数)について

年齢区分別、級地別の指数については、1および3で求めた各指数を掛け合わせるにより算出

	1級地-1 (1.00)	1級地-2 (0.96)	2級地-1 (0.90)	2級地-2 (0.90)	3級地-1 (0.87)	3級地-2 (0.84)
0~2歳 (0.78)	0.78	0.75	0.70	0.70	0.68	0.66
3~5歳 (0.81)	0.81	0.78	0.73	0.73	0.70	0.68
6~11歳 (0.82)	0.82	0.79	0.74	0.74	0.71	0.69
12~19歳 (0.86)	0.86	0.83	0.77	0.77	0.75	0.72
20~40歳 (0.87)	0.87	0.84	0.78	0.78	0.76	0.73
41~59歳 (0.96)	0.96	0.92	0.86	0.86	0.84	0.81
60~69歳 (1.00)	1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84
70歳以上 (0.84)	0.84	0.81	0.76	0.76	0.73	0.71

5. 第2類費の基準額表(指数)について

世帯人員別、級地別の指数については、2および3で求めた各指数を掛け合わせるにより算出

	1級地-1 (1.00)	1級地-2 (0.96)	2級地-1 (0.90)	2級地-2 (0.90)	3級地-1 (0.87)	3級地-2 (0.84)
単身世帯 (1.00)	1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84
2人世帯 (1.34)	1.34	1.29	1.21	1.21	1.17	1.13
3人世帯 (1.67)	1.67	1.60	1.50	1.50	1.45	1.40
4人世帯 (1.75)	1.75	1.68	1.58	1.58	1.52	1.47
5人世帯 (1.93)	1.93	1.85	1.74	1.74	1.68	1.62

※ 基準額の反映に当たっては、激変緩和の観点から、見直しの影響を一定程度に抑えた反映を行っているため、表4及び5中の指数と実際の基準額を指数化した値とは一致しない。

現行の生活扶助基準額

① 第1類費（食費、被服費等が相当）

- ・ 世帯員の年齢に応じて、個人単位で設定した経費
- ・ 現行の年齢区分は、エンゲル方式(昭和36年～39年)以降、栄養所要量を基礎に設定

(単位:円)

生活扶助基準(第1類)						
年齢	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	26,660	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550
3～5	29,970	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220
6～11	34,390	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790
12～19	39,170	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650
20～40	38,430	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060
41～59	39,360	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810
60～69	38,990	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510
70～	33,830	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340
人員	逡減率					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2人	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850	0.8850
3人	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350	0.8350
4人	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675	0.7675
5人	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140	0.7140

② 第2類費（光熱水費、家具家事用品等が相当）

- ・ 世帯人員数に応じて、世帯単位で設定した経費

(単位:円)

生活扶助基準(第2類)						
人員	基準額					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	40,800	39,050	36,880	36,030	34,420	32,970
2人	50,180	48,030	45,360	44,310	42,340	40,550
3人	59,170	56,630	53,480	52,230	49,920	47,810
4人	61,620	58,970	55,690	54,390	51,970	49,780
5人	65,690	62,880	59,370	57,990	55,420	53,090

1類費の年齢区分の変遷

	昭和36年	昭和37年～ 昭和38年	昭和39年	昭和40年～ 昭和45年	昭和46年～ 昭和63年	平成元年 ～平成16年	平成17年～ 現行(H29)
	12区分	14区分	13区分	11区分	12区分	12区分	8区分
年齢 区分	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳	0～2歳
	1歳	1歳	1歳	1～2歳	1～2歳	1～2歳	3～5歳
	2～4歳	2～4歳	2～4歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳	6～11歳
	5歳	5歳	5歳	6～8歳	6～8歳	6～8歳	12～19歳
	6～8歳	6～8歳	6～8歳	9～11歳	9～11歳	9～11歳	20～40歳
	9～11歳	9～11歳	9～11歳	12～14歳	12～14歳	12～14歳	41～59歳
	12～14歳	12～14歳	12～14歳	15～17歳	15～17歳	15～17歳	60～69歳
	15～17歳	15～17歳	15～17歳	18～19歳	18～19歳	18～19歳	70歳以上
	18～24歳	18～19歳	18～19歳	20～40歳	20～40歳	20～40歳	
	25～30歳	20～24歳	20～30歳	41～59歳	41～59歳	41～59歳	
	31～59歳	25～30歳	31～40歳	60歳以上	60～64歳	60～69歳	
	60歳以上	31～40歳	41～59歳		65歳以上	70歳以上	
		41～59歳	60歳以上				
	60歳以上						
区分設定 の考え方	1類費の基準額を算出するに当たり、年齢別の栄養所要量を参考とした指数を基に算出していたため、基本的には、年齢別栄養所要量の年齢区分に準じて設定					高齢者の消費 実態を踏まえて 設定	審議会(※)の 議論を踏まえ、 若年者の年齢 区分を簡素化

※社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会(平成15～16年)

(参考)生活扶助基準の改定方式

～昭和35年	昭和36年～昭和39年	昭和40年～昭和58年	昭和59年～現行(H29)
マーケットバスケット方式	エンゲル方式	格差縮小方式	水準均衡方式

年齢別の栄養所要量と消費実態との比較

○推定エネルギー必要量 (kcal/日)

	男性		女性	
	kcal	指数(50歳～69歳を1)	kcal	指数(50歳～69歳を1)
0ヶ月～5ヶ月	550	0.22	500	0.26
6ヶ月～8ヶ月	650	0.27	600	0.32
9ヶ月～11ヶ月	700	0.29	650	0.34
1歳～2歳	950	0.39	900	0.47
3歳～5歳	1,300	0.53	1,250	0.66
6歳～7歳	1,550	0.63	1,450	0.76
8歳～9歳	1,850	0.76	1,700	0.89
10歳～11歳	2,250	0.92	2,100	1.11
12歳～14歳	2,600	1.06	2,400	1.26
15歳～17歳	2,850	1.16	2,300	1.21
18歳～29歳	2,650	1.08	1,950	1.03
30歳～49歳	2,650	1.08	2,000	1.05
50歳～69歳	2,450	1.00	1,900	1.00
70歳以上	2,200	0.90	1,750	0.92

○平成24年検証における第1・十分位の消費支出

	第1・十分位の消費支出指数 (60歳～69歳を1)
0歳～2歳	0.78
3歳～5歳	0.81
6歳～11歳	0.82
12歳～19歳	0.86
20歳～40歳	0.87
41歳～59歳	0.96
60歳～69歳	1.00
70歳以上	0.84

※平成21年全国消費実態調査を特別集計

出典:厚生労働省「日本人の食事摂取基準(2015年版)」

○ 年齢別の生活扶助基準額の検証

単身世帯(20歳以上)の生活扶助相当支出額を「60歳～69歳」の額を1.00とした指数で見ると、「20～39歳」は1.09、「40～59歳」は1.08、「70歳以上」は0.88となっている。

単身世帯(20歳以上)の年齢区分別にみた消費支出額

単位：円

	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
集計世帯数	971	520	704	940				
生活扶助相当支出計	117,687	116,198	108,001	95,407	1.09	1.08	1.00	0.88
第1類費相当支出計	65,000	57,435	47,982	41,245	1.35	1.20	1.00	0.86
第2類費相当支出計	52,687	58,763	60,019	54,162	0.88	0.98	1.00	0.90
食料	35,941	35,355	32,428	28,761	1.11	1.09	1.00	0.89
住居	189	503	615	178	0.31	0.82	1.00	0.29
光熱・水道	7,426	8,817	10,123	9,337	0.73	0.87	1.00	0.92
家具・家事用品	3,246	4,488	4,247	4,176	0.76	1.06	1.00	0.98
被服及び履物	12,547	8,419	5,717	4,270	2.19	1.47	1.00	0.75
保健医療	1,881	2,007	3,175	2,970	0.59	0.63	1.00	0.94
交通・通信	13,842	11,110	8,476	6,829	1.63	1.31	1.00	0.81
交通	4,646	3,663	3,008	2,552	1.54	1.22	1.00	0.85
通信	9,107	7,383	5,370	4,245	1.70	1.37	1.00	0.79
教育	1	0	3	0	0.32	0.11	1.00	0.11
教養娯楽	22,255	17,437	14,085	12,553	1.58	1.24	1.00	0.89
その他の消費支出	20,359	28,062	29,132	26,333	0.70	0.96	1.00	0.90
諸雑費	9,969	11,329	12,735	9,056	0.78	0.89	1.00	0.71
こづかい(使途不明)	206	137	53	138	3.89	2.59	1.00	2.61
交際費	9,315	14,486	16,031	16,767	0.58	0.90	1.00	1.05
仕送り金	869	2,111	312	372	2.78	6.76	1.00	1.19

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

注 『20～59歳における年間収入：第1～3・五分位の世帯』及び『60歳以上における「年間収入+(貯蓄残高-負債残高)/平均余命」：第1～3・五分位の世帯』を抽出して集計

単身世帯(20歳以上)の年齢区分別にみた生活扶助基準額

単位：円

	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	20歳～40歳	41歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
生活扶助基準額	83,700	81,610	79,530	75,770	1.05	1.03	1.00	0.95
第1類費	40,270	38,180	36,100	32,340	1.12	1.06	1.00	0.90
第2類費	43,430	43,430	43,430	43,430	1.00	1.00	1.00	1.00

(参考)費目別に消費支出に年齢差があるか

○統計的分析によると、ほぼ全ての費目で年齢別の消費支出額に差がみられる。

単身世帯（20歳以上）の年齢区分別に見た消費支出額

単位：円

	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上	差の有無
集計世帯数	704	268	153	367	306	398	399	541	
生活扶助相当支出計	119,473	114,067	127,146	111,117	108,716	107,459	99,806	92,043	○
第1類費相当支出計	68,079	58,761	64,724	54,052	49,898	46,529	45,137	38,269	○
第2類費相当支出計	51,394	55,306	62,422	57,065	58,818	60,930	54,670	53,774	○
食料	36,132	35,554	38,667	33,818	33,571	31,561	30,406	27,503	○
住居	66	438	107	686	381	793	108	231	—
光熱・水道	6,900	8,489	8,797	8,827	10,451	9,875	9,496	9,215	○
家具・家事用品	3,158	3,425	4,808	4,339	4,307	4,202	4,127	4,214	○
被服及び履物	14,299	8,997	11,075	7,186	5,954	5,537	5,217	3,546	○
保健医療	1,657	2,334	2,163	1,934	3,492	2,935	2,353	3,442	○
交通・通信	15,098	11,297	13,118	10,178	8,825	8,211	7,030	6,675	○
交通	5,664	2,583	3,243	3,858	3,003	3,012	2,645	2,481	○
通信	9,301	8,714	9,835	6,246	5,608	5,190	4,321	4,187	○
教育	1	0	0	0	7	0	1	0	—
教養娯楽	22,297	22,170	20,431	16,048	13,313	14,670	12,220	12,808	○
その他の消費支出	19,865	21,362	27,980	28,100	28,415	29,674	28,851	24,408	○
諸雑費	9,458	11,006	10,070	11,913	11,995	13,296	10,003	8,333	○
こづかい（使途不明）	256	105	324	50	107	12	218	77	—
交際費	9,055	9,843	13,175	15,094	16,011	16,046	18,085	15,759	○
仕送り金	1,096	409	4,411	1,043	302	320	545	239	○

資料：平成16年全国消費実態調査特別集計

注1 『20～59歳における年間収入：第1～3・五分位の世帯』及び『60歳以上における「年間収入+（貯蓄残高-負債残高）/平均余命」：第1～3・五分位の世帯』を抽出して集計

注2 一元配置分散分析により、5%水準で年齢による有意な差のある項目は○、ない項目は—